

令和５年度
第３回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和５年６月２８日（水）

ところ：一宮市役所本庁舎１４０１会議室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第3回総会 議事録

令和5年6月28日（水）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 第1号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

日程第3 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第4号 事業計画変更承認意見決定について

議案第5号 買受適格証明願（3条許可）決定について

議案第6号 農用地利用集積計画決定について

日程第4 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 現況証明報告について

<出席委員>

（農業委員：18名）

1 番	山内	磨砂樹	2 番	浅野	豊久
3 番	坂井	利弘	4 番	本多	幸信
5 番	伊藤	真澄	6 番	服田	裕二
7 番	森下	重信	8 番	戸松	勲
9 番	河邊	直喜	10 番	加藤	和敏
11 番	大橋	源一郎	12 番	稲垣	哲夫
13 番	伊藤	真由美	14 番	野田	正広
15 番	（欠席）		16 番	武田	金之
17 番	成瀬	宏満	18 番	杉本	ひろ子
19 番	江寄	正雄			

（農地利用最適化推進委員：15名）

1 番	木村	光男	2 番	今井	賢次
3 番	鷺津	富夫	4 番	蟹江	勇夫
5 番	大嶋	茂	6 番	柴山	守男
7 番	野田	義隆	8 番	吉田	善政

9 番 (欠席)
1 1 番 山中 政勝
1 3 番 夫馬 政義
1 5 番 高橋 紘治
1 7 番 (欠席)

1 0 番 花木 定信
1 2 番 安藤 均
1 4 番 川合 一
1 6 番 後藤 守

<欠席委員>

(農業委員：1名)

1 5 番 浅野 富士男

(農地利用最適化推進委員：2名)

9 番 土川 猛司

1 7 番 菱川 善也

<事務局>

事務局長 加藤 勝明
課長補佐 近藤 周二

専任課長 角田 篤彦
主 査 神尾 伊吹

<農業振興課>

課長 落合 邦彦
課長補佐 長澤 洋司
主 任 平野 智美

専任課長 木全 康夫
主 査 渡辺 志保

開 会 (午後2時00分)

【加藤事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和5年度第3回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに浅野会長より、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【浅野会長】

あいさつ

【加藤事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっております。

ますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後２時０５分）

【浅野議長】

それでは、ただいまから、第３回総会を開催いたします。本日の出席委員は、１９名中１８名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第１「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【浅野議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。１７番 成瀬宏満委員さん、１８番 杉本ひろ子委員さんのご両名をお願いいたします。

【浅野議長】

続きまして、日程第２「第１号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」を議題とします。

本日、市農業振興課の担当職員が同席しておりますので、除外案件につきまして説明をお願いいたします。

【落合農業振興課長】

農業振興課長の落合でございます。本日はお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の第１号議案「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」、担当者よりご説明させていただきます。委員の皆様の慎重なるご審議を宜しく願いいたします。

【渡辺主査】

農業振興課の渡辺です。資料第１号議案の「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」の説明をさせていただきます。着座にて失礼します。

本議案は、令和５年２月１６日から令和５年５月１５日までに、各事業計画者より申し出のありました、除外１０件の農用地利用計画の変更について記載

されています。また、関係各課との協議の結果、他法令の許認可の見込みがあることを確認しております。

資料の見方ですが、1枚めくると、見開きで上には配置図が、下には申出者や該当地の詳細図が記載してあります。番号はそれぞれ左上にあり、地図上の緑色は農用地区域内農地、桃色は申出地、黄色は実家や本家、事業地や既存駐車場、茶色は農業用施設用地、青色は一体利用地を示しており、右端の「意見等」の欄は、該当する土地改良区等を記載しております。なお、各土地改良区と農協より、いずれも計画変更は“やむを得ない”との御意見をいただいています。それでは、個々の説明に移ります。

1番は分家住宅の計画です。申出者は土地を所有しておらず、家族所有の土地は、本家や兄の分家や面積狭小等の理由で住宅の建築ができない土地と申出地を含む青地しかなく、周辺の土地の売買交渉も不調に終わったため、他に代わる土地はありません。申出地の立地についても、集落からの染み出し的な場所であり、除外はやむを得ないと考えます。次に参ります。

2番、診療所（耳鼻咽喉科）の計画です。申出者は、現住所地において診療所を運営していますが、後継者に職を譲ることを考え始めた矢先、借りている患者用駐車場の返却を求められました。また近年、花粉症や発熱の患者が増加していることもあり、診療所を拡張して移転することを計画するものです。場所は耳鼻咽喉科がほとんどない開明・今伊勢地区で、車が入りやすい道路に面していることを条件に選定しました。なお、Lの字型になっている申出地の南西部分が次の3番の申出地になります。次に参ります。

3番、店舗（薬局）です。申出者は、2番の耳鼻咽喉科から診療所の開院に伴い、運営指導及び調剤薬局建築の打診を受けました。当該耳鼻咽喉科の移転先周辺は診療科目の異なる診療所が多数ありますが、診療所の件数に対して薬局が少ない地区であることから、当申出地に計画するものです。次に参ります。

4番、工場です。申出者は、現住所地に本社と国道を挟んで研究所、千秋町町屋に工場があり、各建物が分散しているため効率の悪い状況です。また、一時は海外の工場で現地生産をしていましたが、現在は一宮市内で一括生産をする体制に戻しています。現事業地は海外進出前のもので、手狭であるため、事業地の統合を計画するものです。場所は計画面積が確保できること、大型トラックが入りやすいこと、一宮市内の取引先業者や従業員の通勤を考え、分散している現事業地の中間地点である南小渕地区で、国道22号線にもアクセスしやすい国道155号線沿いを条件に選定しました。なお、地図上の申出地南にあります青色の部分は白地なので、今回の申出には含まれていませんが、当申出者が研究所の移設を予定しています。また、桃色の申出地の北西の角に青地が少し残っていますが、ここは次の5番の申出地になります。次に参ります。

す。

5番、駐車場です。申出者には駐車場がないため、日常的な参拝者や祭礼行事のときに通ってくる住職や総代は隣接する施設や路上駐車をすることもあり、迷惑をかけている状態であるため、当計画に至りました。次に参ります。

6番、車庫付き自己用駐車場です。申出者の子が運転免許を取得し、自家用車を増やしたいため、家族の行き帰りの安全と同居する高齢の母の乗り降りを考え、自宅に近いことを条件に計画するものです。次に参ります。

7番、駐車場の増設です。申出者は申出地西側に放課後支援施設を開設しており、主に一宮聾学校の生徒の方が利用していますが、利用者の帰宅時間が重なるため、迎えの車が施設内の駐車場だけでは収まらず、近隣の交通に迷惑をかけている状態です。また車通勤を希望する職員に公共機関で通勤してもらっており不便な思いをさせています。本現状を改善するため、現施設周辺に駐車場を増設する計画に至りました。次に参ります。

8番、駐車場兼資材置場です。申出者は、住所地の本社工場が手狭になってきたため、工場倉庫を拡張する計画を立てましたが、既存の駐車場及び資材置場が当該拡張工事の計画地となったため、申出地に駐車場及び資材置場を移設する計画を立てました。次に参ります。

9番、駐車場兼資材置場です。申出者は、住所地に自宅兼事務所、岩倉市に駐車場兼資材置場を確保して外構工事や造成工事業を営んでいますが、一宮市や稲沢市の受注が大半を占めるようになり、駐車場兼資材置場と受注エリアが離れていることで効率が悪い状態となっているため、駐車場兼資材置場を申出地に移転する計画に至りました。場所は県道妙興寺治郎丸線にアクセスしやすく、資材盗難防止のため自宅兼事務所の周辺の土地を条件に選定しました。次に参ります。

10番は、資材置場の増設です。申出者は左官業を主に営んでいますが、近年、息子さんと一緒に、外構工事も手掛けるようになったことで、現在の資材置場では手狭になってきたため、当計画に至りました。

以上、10件の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、市農業振興課より説明がありました。

最初に、該当地区の委員さん、現地について、何かご意見があればお願いします。

議 場 [質疑なし]

【浅野会長】

次に、ほかの委員さんから、ご意見・ご質疑がありましたらお願いします。

【大橋委員】

4番の案件についてお尋ねします。先程の説明の中で、「一宮市内で一括生産をする体制」に戻しているとのことですが、かなり規模が大きい工場です。そこでこの工場では、どのようなものを生産されるのでしょうか。また、その生産過程において、騒音とか、振動や悪臭のようなものが発生するのかどうかについてお尋ねします。近くに住宅も複数ありますから、事業計画者において説明がなされているのかについてもお尋ねします。

【平野主任】

この事業者は、工業用の刺繍機械を製作する世界的な企業と聞いております。一時期は海外に工場を置いていたこともありますが、主要な部品は一宮市内で生産していたこともありまして、今回集約ということになりました。

次に、騒音や振動、悪臭についてですが、現在市内にある事業地において、そのようなことがあって移転するといったことは聞いておりません。

また、近隣に対する説明についてですが、これは今回の事業者だけではなく他の事業者の場合もですが、近隣に対して事業計画を説明していただいております。今回の案件では、隣接する住宅部分も計画地に含められないか交渉を行いました。住民の方は離れたくないということで、事業計画を了承していると聞いております。

【浅野会長】

他にご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野会長】

特に意見もつきたようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、第1号議案「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」は、除外に対しやむを得ないものとさせていただきます。

【浅野議長】

ここで、農業振興課の職員は退席願います。

＜市農業振興課職員 退席＞

【浅野議長】

続きまして、日程第3を議題とします。

はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

それでは、提出議案の表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

議案第1号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転6件、賃借権設定1件です。詳細は、2ページから3ページとなります。2ページの15番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。16番につきましては、経営拡大のため賃借権を設定されるものです。17番から3ページの21番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。

以上、農地法第3条許可7件につきまして農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていたのですが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

【大橋委員】

17番の案件について、どのような利用（作付け）をされるのでしょうか。

【神尾主査】

17番の案件につきましては、田7,670㎡、畑3,854㎡を所有権にてされるものですが、田については水稻、畑については大豆、ネギ、菜の花を栽培される計画です。

【浅野会長】

他にご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

他にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

議案第2号は、農地法第4条の規定による許可申請です。申請内容は、自作地転用2件です。詳細は、5ページをご覧ください。1番につきましては、自己用住宅を建築するものです。都市計画法上の許可につきましては、建築指導課と調整済みです。つづきまして、2番につきましては、駐車場として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。

以上、農地法第4条許可2件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」、それから、関連がございますので、議案第4号「事業計画変更承認意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

議案第3号と議案第4号について、一括してご説明申し上げます。議案の順番が前後いたしますが、まず、議案第4号からご説明申し上げます。提出議案の13ページをご覧ください。

議案第4号は、事業計画変更承認意見決定についてです。今月の申請は1件です。詳細は14ページをご覧ください。1番につきましては、分家住宅を建築するため、令和5年4月27日付けにて許可を受けましたが、父と娘の共有名義に変更するため、再度転用の申請を行うものです。今回、事業計画変更承認願いと併せて、新たな農地法第5条の許可申請が提出されております。新たな5条許可申請は、8ページ議案第3号45番として上程されております。

つづきまして、提出議案の6ページをご覧ください。

議案第3号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転13件、賃借権設定3件、使用貸借権設定11件です。詳細は、7ページから12ページとなります。7ページの40番から9ページの54番につきましては分家住宅、10ページの55番につきましては自己用住宅、56番につきましては店舗を建築するものです。以上、17件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。つづきまして、57番から11ページの60番につきましては駐車場、61番につきましては駐車場兼資材置場、62番から12ページの65番につきましては資材置場、67番につきましてはガスパ推進用地として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段に記載されているとおりです。

以上、農地法第5条許可27件、事業計画変更承認意見決定1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等がございますか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号、議案第4号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第5号「買受適格証明願（3条許可）決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の15ページをご覧ください。

議案第5号について、ご説明申し上げます。本案は、買受適格証明願（3条許可）決定についてです。今月の申請は、1件です。詳細は、16ページをご覧ください。3番につきましては、経営拡大のために所有権を移転する目的で、名古屋地方裁判所一宮支部が行う競売に参加するために、3条許可の証明の申請をするものです。

以上、買受適格証明願（3条許可）1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第5号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の17ページをご覧ください。

議案第6号について、ご説明申し上げます。本案は、農用地利用集積計画決定についてです。詳細は、18ページから19ページとなります。19ページの1番につきましては、愛知県農地中間管理機構を通じて、使用貸借権を設定されるものです。つづきまして、2番から4番につきましては、愛知県農地中間管理機構を通じて、賃借権を設定されるものです。

以上、農用地利用集積計画につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第6号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、日程第4「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第3号「現況証明報告について」
- を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第3号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページから3ページの9件です。つづきましては、4ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、5ページから9ページまでの所有権移転19件、賃借権設定2件、使用貸借権設定3件です。つづきまして、10ページをご覧ください。報告第3号は、現況証明報告です。今月の報告は、11ページから12ページの7件です。

以上、報告第1号から報告第3号まで一括してご報告申し上げました。よろしくお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第3号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第3号までご承認いただいたものといたします。

【浅野議長】

それでは、以上をもちまして、本日の議案審議を終了します。

本日、皆様に配布しております、議案書3冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会（午後2時55分）

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 浅野 豊久

署名者 成瀬 宏満

署名者 杉本 ひろ子